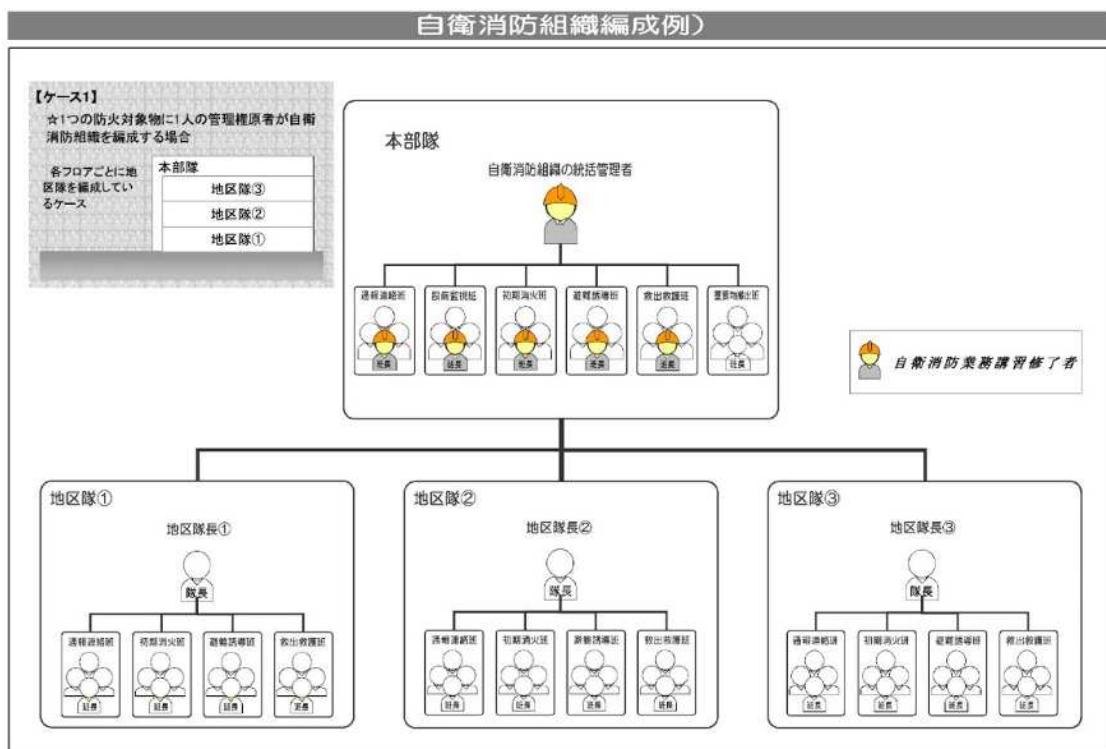


自衛消防組織

自衛消防組織とは

防火対象物の従業員等からなる人的組織であって、一定の設備・資機材等を備え、火災等の発生時において、消防計画に定められた事務分担により、初期消火、消防機関への通報、在館者の避難誘導等、火災等による被害を軽減するために必要な業務を行うものです。

なお、消防法第8条の2の5の対象外となる防火対象物にあっても、消防法第8条により防火管理者の選任等の対象となる防火対象物にあつては、「自衛消防の組織」について消防計画に定め、自衛消防業務を行うことは、従前のとおりです。



自衛消防組織を置かなければならない防火対象物

消防法第8条第1項により防火管理者に防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けられている防火対象物のうち、多数の者が出入するものであり、かつ、大規模なものとして政令で定めるものです。

この「政令で定めるもの」としては、次のものが定められています。

(消防法施行令第4条の2の4)

- 令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 地階を除く階数が11以上で、延べ面積が1万平方メートル以上のもの。
 - イ 地階を除く階数が5以上10以下で、延べ面積が2万平方メートル以上のもの。
 - ウ 地階を除く階数が4以下で、延べ面積が5万平方メートル以上のもの。

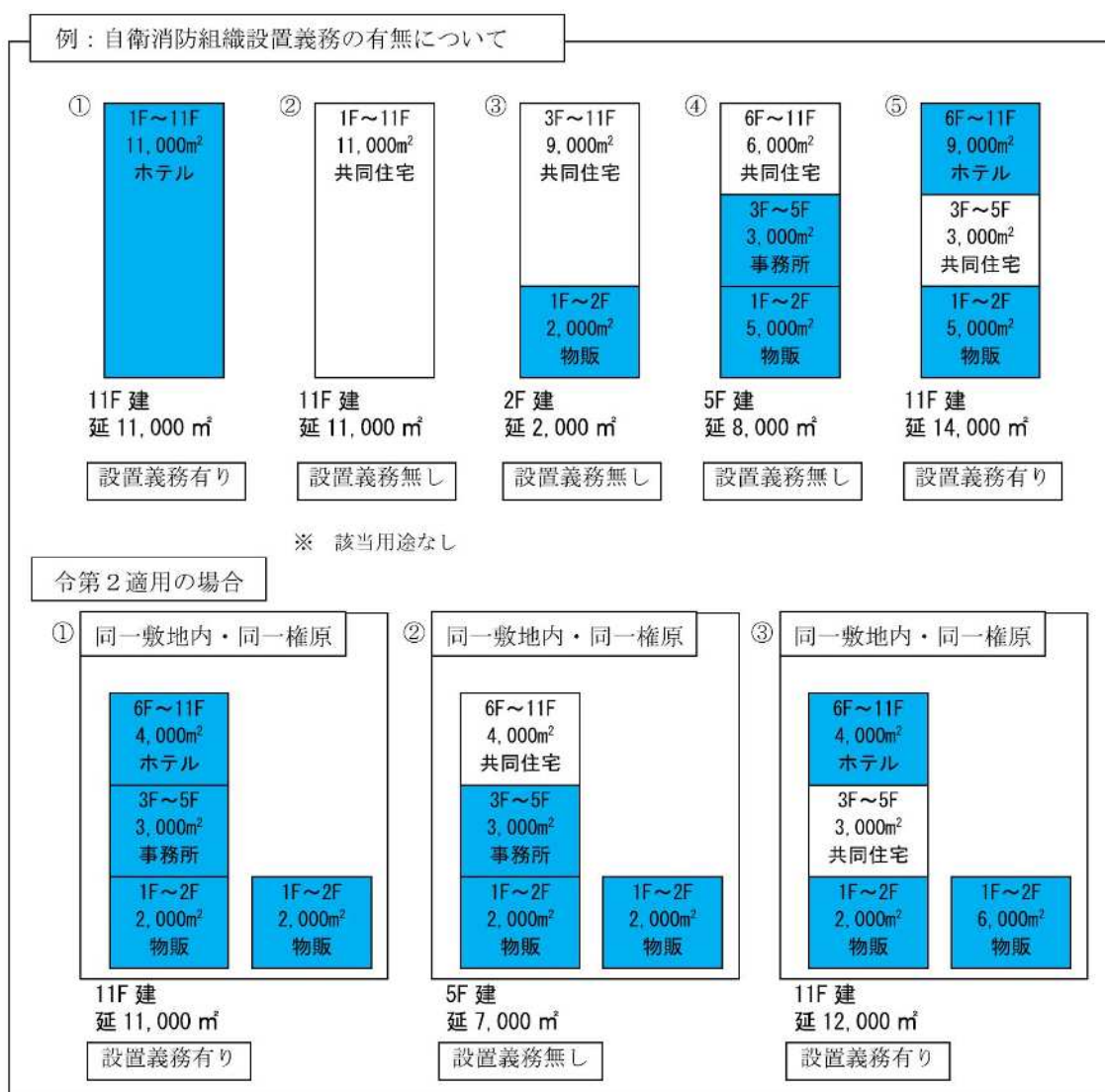
- 令別表第一(16)項に掲げる防火対象物（同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 地階を除く階数が11以上で、次に掲げるもの。
 - (ア) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が11階以上の階に存するもので、当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの。
 - (イ) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が10階以下の階に存し、かつ、当該部分の全部又は一部が5階以上10階以下の階に存するもので、当該部分の床面積の合計が2万平方メートル以上のもの。
 - (ウ) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が4階以下の階に存するもので、当該部分の床面積の合計が5万平方メートル以上のもの。
 - イ 地階を除く階数が5以上10以下の防火対象物で、次に掲げるもの。
 - (ア) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が5階以上の階に存するもので、当該部分の床面積の合計が2万平方メートル以上のもの。
 - (イ) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が4階以下の階に存するもので、当該部分の床面積の合計が5万平方メートル以上のもの。
 - (ウ) 地階を除く階数が4以下のもので、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が5万平方メートル以上のもの。

- 令別表第一(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1000平方メートル以上のもの。

なお、法律上、消防法施行令第4条の2の4の適用については、消防法第8条第1項の防火対象物であることが前提とされていることから、当然に消防法施行令第2条の規定が適用され、その管理について権原を有する者が同一人である二以上の防火対象物が同一敷地内にある場合には、一の防火対象物とみなされます。したがって、この場合においては、消

防火施行令第4条の2の4の面積の要件は、同一敷地内にある同一人が管理について権原を有する個々の防火対象物の延べ面積又は床面積を合計したものをもちて判断することとなり、この場合の階数の要件については、個々の防火対象物の階数を合計することはせず、個々の防火対象物のうち最も階数の多いものの階数で判断することとなります。（下図：例参照）

また、一の防火対象物において管理権原者が複数いる場合には、災害情報の共有のもと、整合のとれた一体的な自衛消防組織の活動を確保することが肝要であることから、当該管理権原者が共同して自衛消防組織を置くこととしています。（消防法施行令第4条の4の5第2項）



自衛消防組織設置義務を有する管理権原者がしなくてはならない事

自衛消防組織を設置する義務を有する管理権原者は、当該管理権原者が定めた防火管理者に、消防計画において、自衛消防組織の業務に関する事項を定めさせなければなりません。（消防法施行令第4条の2の6）

消防計画において定めるべき事項は、おおむね次のとおりです。（消防法施行規則第4条の2の10）

- ア 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事。
- イ 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事。
- ウ その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項。

管理権原者が共同して自衛消防組織を設置する場合には、上記に掲げる事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めることとされています。

- ア 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事。
- イ 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事。
- ウ 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事。
- エ その他共同して置く自衛消防組織の運営に関し必要な事項。

自衛消防組織の要員

当該防火対象物の管理権原者は、当該防火対象物に係る自衛消防組織に、当該自衛消防組織の業務を統括する要員（以下「統括管理者」という。）を一人置かなければなりません。

統括管理者は、次に掲げる者のうちいずれかをもって充てなければなりません。

- ア 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は登録講習機関（法人で総務大臣が登録するもの）が行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者。
- イ アに掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者。

統括管理者のほか、自衛消防組織の業務ごとに一定数以上の自衛消防要員を置くこととされていますが、具体的な内容は次のように定められています。（消防法施行規則第4条の2の10 第3項、第4項及び消防法施行規則第4条の2の11）

ア 自衛消防組織に業務を分掌するための内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者（以下「班長」という。）を置かなければなりません。

イ 統括管理者の直近下位の内部組織のうち、火災の初期の段階における消火活動に関する業務、情報の収集及び伝達並びに消防用設備等その他の設備の監視に関する業務、在館者が避難する際の誘導に関する業務、在館者の救出及び救護に関する業務を分掌するものに置かれる班長は、消防庁長官の定めるところによる講習を受けなければなりません。この「統括管理者の直近下位の内部組織」とは、統括管理者が当該内部組織の班長に直接指揮命令を行う内部組織のことです。

ウ 自衛消防組織には、火災の初期の段階における消火活動に関する業務、情報の収集及び伝達並びに消防用設備等その他の設備の監視に関する業務、在館者が避難する際の誘導に関する業務、在館者の救出及び救護に関する業務それぞれにおおむね二人以上の要員を置かなければなりません。これら要員には必ずしも常駐専従を求めるものではなく、また、要員の雇用形態についても特段の制限は設けられていません。

より詳細な編成の方法については、防火対象物の規模、構造等により異なりますので、それぞれの防火対象物に応じて管理権原者が自ら定めることとしています。（消防法施行令第4条の2の8）

自衛消防業務講習

自衛消防組織の業務に関する講習は、初めて受ける者に対して行う「自衛消防業務新規講習」及び自衛消防業務新規講習後に講習修了者に対して行う「自衛消防業務再講習」に分かれます。

(消防法施行規則第4条の2の14第1項)

- 自衛消防業務新規講習 … おおむね12時間
- 自衛消防業務再講習 … おおむね5時間

自衛消防組織を設置したとき

防火対象物の管理権原者は、自衛消防組織を置いたときは、遅滞なく自衛消防組織の要員の現況（要員の総数及び業務の種類ごとの数等）その他総務省令で定める事項を所轄消防長（消防本部を置かない市町村にあつては市町村長）又は消防署長に届け出なければなりません。（消防法施行規則第4条の2の15第2項）

設置すべき自衛消防組織が、設定されていないとき

自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、管理権原者に対し、政令で定める要件を満たした自衛消防組織を置くことを命ずることができます。

また、自衛消防組織が形式的に置かれていても、政令等で定める自衛消防組織の編成に係る要件を満たしていないと認める場合にも、同じく、管理権原者に対し、政令等で定める要件を満たした自衛消防組織を置くことを命ずることができます。命令権者は、消防長、消防署長又は消防本部を置かない市町村の長です。

自衛消防組織設置命令の違反について、直接の罰則規定は設けられていませんが、当該違反により火災予防上具体的な危険性があるなどの要件を満たす場合において、防火対象物の使用禁止等を命ずることができます。（消防法第5条の2第1項。当該命令違反については、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）